

生産者と都民との交流事業実施要綱

制定 令和5年9月29日付5農振財地第390号

第1 趣旨

東京の農林水産業は、都民に新鮮で安全な食料を供給するとともに、緑豊かな農地や森林は、都民の快適な生活環境の確保に大きく貢献している。

しかしながら、都市における農林水産業は、就業者の減少にともない、農地の宅地への転換や放置された山林の荒廃などが進行している。また、農林水産業へ新たに就業したいと希望する人が近年増え続けているが、専門性や土地の取得など就業するために多くの困難がみられ、就業までに至らない状況が生じている。

これに対し、快適な食住空間を都民に提供する都内の農林水産業が継続できるように、就業者に対する支援を行うとともに、都内農林水産業に対する都民の理解を深めることが、東京の農林水産業への就業意欲向上を図るためにも重要である。

公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)は、都内の生産者団体等が、都内農林水産業への理解を深める活動や、生産者と都民がお互いに交流する活動に支援を行うものとする。

第2 事業の内容等

本事業の区分、実施主体、支援の内容等については、別表に掲げるとおりとする。

第3 助成措置

財団は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第4 他の計画・施策との関連等

財団は本事業が他の関連諸計画・施策と十分整合性を持つよう調整するものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項については別に定める。

別表

区分	実施主体	支援の内容	備考
生産者と都民との交流	都内の生産者団体等	都内の生産者団体等が実施する生産者と都民との交流事業に対して、その運営費の一部を助成する。 活動・開催場所は都内を対象	